

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、企業グループを統括すると共に主要な事業の業務執行を行う取締役8名及び独立した立場から経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして経営チェック・監督を行う2名の社外取締役で構成しており、企業財務・会社法務等の高い知識や見識を有する社外監査役2名を含む3名の監査役で監査を行っております。

なお、現在、当社には女性の監査役が1名在任しているほか、国際的なビジネス経験の豊富な取締役も在任しております。今後も取締役会機能の更なる向上のために多様性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社グループの中長期的な取引関係の維持・強化、当社業務の円滑な運営、また、事業の発展に貢献するものであると総合的に判断された場合に保有を行っております。個別の政策保有に関する検証につきましては、毎年取締役会において、取引先と当社グループの関係性、相互の企業価値向上の可能性等を鑑みて、その合理性や必要性を検証し、継続して保有する意義が希薄化した株式については縮減に努めることを基本方針としております。

議決権行使基準につきましては、当社グループ事業の中長期的な発展に寄与することを基準として、議決権行使の判断をしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規則に、取締役の当社との取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を得るべき旨を定めております。また、監査役が監査役監査基準に基づき、競業取引または利益相反取引等に違反する事実がないかを監視し、検証しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、「市民に愛され親しまれるものづくり」を通じて世界の人々の暮らしに広く貢献することを目指しております。当社グループでは、2013年度より「真のグローバル企業」を目指して、スローガンに掲げるとともに、2018年度までを見据えた中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」を策定し、その達成に向け邁進しております。

(2)当社は企業理念に基づき、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

(3)当社は役員の報酬等の額について、業績向上意欲と優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案し決定する方針としております。役員賞与の額の決定においては、上記方針に加え、財務評価項目(売上、営業利益等)及び非財務評価項目(体質改善、体制改善、将来への布石等)により決定する方針としております。また、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役(委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む)から構成され、社外取締役の互選によって定められる委員長を筆頭とする報酬委員会が、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告しております。取締役会は、当該勧告に基づき取締役の報酬を決議しております。

(4)当社は役員の選任に当たって(1)会社法その他の法令に定める役員となる要件を備えていること、(2)役員にふさわしい人格及び識見を有しその職責を全うできること、(3)その他取締役会の決議によって定める基準により決定する方針としており、株主総会に提出する役員の選任に関する議案に係る役員候補者は、取締役会の決議によって決定します。役員の解任提案に当たっては、役員がその選任基準から著しく逸脱したと認められる場合、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役(委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む)から構成され、社外取締役の互選によって定められる委員長を筆頭とする指名委員会が、取締役会または取締役社長、その他の取締役の諮問に応じて役員の解任に関する事項を審議し、取締役会に答申します。取締役会は、指名委員会による答申内容を審議し、役員の解任を決定します。

(5)個々の経営陣幹部の選任、指名につきましては、株主総会参考書類または有価証券報告書をご参照ください。

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規則において、株主総会に関する事項、取締役等に関する事項、株式等に関する事項、人事・組織に関する事項、内部統制システムに関する事項、規程の制定等に関する事項、経営計画等に関する事項、会社の計算等に関する事項、グループ経営等に関する事項、会社法等の法令に定める事項及びこれらに準ずる重要な事項について、取締役会の決議をもって決定することとしております。上記以外の業務執行に係る意思決定については、業務執行取締役及び執行役員に委任しております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

【補充原則4-3-2】

【補充原則4-3-3】

取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役(委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む)から構成され、社外取締役の互選によって定められる委員長を筆頭とする指名委員会が、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定又は解職に関する事項

を審議し、取締役会に提案しております。取締役会は指名委員会による提案内容を審議し、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定又は解職を決定しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識または企業財務、会社法務等の高い知識や見識を有すること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役または社外監査役の選任に努めております。社外取締役または社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針は次のとおりです。

当社は、当社の社外役員又はその候補者が、当社が合理的に可能な範囲で調査した結果、次に掲げるいずれの項目にも該当しない場合に、当該社外役員又は社外役員候補者は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有するものと判断します。

- (1) 現在又は過去において、当社グループ(当社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)の役員(当社の社外取締役及び社外監査役を除く。)又は使用人であった者
 - (2) 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)
 - (3) 当社の主要な取引先(注2)又はその業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (5) 当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産による寄附を受けている者(当該寄附を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 直接又は間接に、当社の総株主の議決権の10%以上を有する者又はその業務執行者
 - (7) 当社グループの役員又は使用人が他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の当該社外役員以外の役員又は使用人が、当社の社外役員又はその候補者である場合の当該役員又は使用人
 - (8) 当社の最終事業年度及び過去3事業年度において、(2)から(7)に該当する者
 - (9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
- (注1)「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の当社グループに対する売上が当該取引先グループ(当該取引先並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)の連結売上高の2%以上である者をいう。
- (注2)「当社の主要な取引先」とは、当社グループの当該取引先グループに対する売上が当社の連結売上高の2%以上である者をいう。

【原則4 - 11 - 1 取締役会全体としての考え方】

当社の取締役は15名以内と定めております。取締役会での意思決定を迅速、客観的に行うため、知識、経験、専門性、多様性、独自性など、それぞれが高いスキルをもった人員構成としております。今後の取締役の選任にあたっては、定量的な枠を設けず、直面する課題などを考慮しつつ、多様性を確保してまいります。

また、当社は役員を選任に当たって(1) 会社法その他の法令に定める役員となる要件を備えていること、(2) 役員にふさわしい人格及び識見を有し、その職責を全うできること、(3) その他取締役会の決議によって定める基準、により決定する方針としております。また、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役(委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む)から構成され、社外取締役の互選によって定められる委員長を筆頭とする指名委員会が、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定に関する事項を審議し、取締役会に提案しております。株主総会に提出する役員を選任に関する議案に係る役員候補者は、取締役会の決議によって決定しております。また、指名委員会は、取締役及び監査役の選任または解任に関し、取締役会または取締役社長、その他の取締役の諮問に応じて審議し、答申しております。

【原則4 - 11 - 2 取締役、監査役の他社兼任】

取締役及び監査役の兼任状況につきましては、事業報告及び株主総会参考書類等において開示しております。社外取締役1名及び社外監査役1名は、他の上場会社の社外役員を兼務しておりますが、他の取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社グループの業務に専念しております。

【原則4 - 11 - 3 取締役会、監査役会の実効性の分析、評価】

1. 評価の方法

当社は取締役会の実効性を分析・評価するため、当社の取締役及び監査役全員に対し、取締役会に関するアンケートを実施いたしました。また、アンケートに基づく分析・評価結果については、当社取締役会で確認されました。

・対象: 取締役及び監査役全員(12名)

・方法: 記名アンケート方式(氏名は原則非公開)

各設問3段階又は4段階評価及びコメント(理由・改善すべき点)を記載

・時期: 平成30年3月

・設問: 全13問

- a. 取締役会の構成に関する質問(2問)
- b. 取締役会の運営に関する質問(5問)
- c. 取締役会の議題に関する質問(3問)
- d. 取締役会を支える体制に関する質問(3問)

2. 評価結果の概要

取締役会の実効性評価に関するアンケートの結果については、各取締役及び監査役の評価は総じて高く、取締役会の実効性は有効に機能していることが確認されました。

なお、各設問に対する評価は以下のとおりです。

a. 取締役会の構成

当社取締役会は、多様な見識・経験を有する取締役により構成され、概ね適切な規模・構成であるという評価結果となりました。

b. 取締役会の運営

取締役会のスケジュールの決定時期及び開催頻度については概ね適切に設定されており、また、自由な意見交換ができる雰囲気となっているなど、概ね適切に運営されているという評価結果となりました。一方で、取締役会に提出される資料については、提供時期の見直しを図ること及び社外取締役の理解をより深めるための工夫を行う必要がある等の意見がありました。

c. 取締役会の議題

議題の提案時期は適切に運営されているとの評価結果となりました。一方、会社の目指す姿、中期経営計画、製造・品質に関わる重要課題や市場動向については、更に議論を深めていく必要があるとの意見がありました。

d. 取締役会を支える体制

外部の専門家の助言を得る機会や、個々の取締役・監査役に適したトレーニングの機会の提供については、適切に確保されているとの評価結果となりました。一方、会社に対して追加の情報提供を求める機会として、社外取締役に対する事前説明の機会を増やすことが望ましいとの意見がありました。

3. 今後の取組み

当社取締役会は、この取締役会評価において認識された課題の改善に取り組み、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。なお、取締役会の実効性評価につきましては、今後も継続的に実施いたします。

[原則4 - 14 - 2 取締役、監査役のトレーニングの方針]

当社は、役員の新任時に、役員としての役割と責務及び当社グループの事業戦略や事業環境についての理解を深めることを目的とした研修を実施しております。また、個々の役員が自発的なテーマや関心に基づいて第三者の開催するセミナー等に参加するなど、役員自らがトレーニングや研鑽を行える機会を提供しております。さらに、他社の工場等の視察や経営者の講演を聴講する機会も設けております。

[原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、中期経営計画説明会、四半期毎の決算説明会、カンファレンス等を行っており、これらの株主との対話には、適宜社長及び担当取締役が参画しております。また、株主総会や各種説明会、当社ウェブサイト等を通じて当社のメッセージを常に発信しており、株主から頂いたご意見等につきましては、経営陣幹部及び関係各部門に展開しております。また、IR部門及び社内との関係各部門が連携を取り、株主からのご意見を共有し議論を重ねております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	50,273,600	15.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	36,140,400	11.35
日本生命保険相互会社	11,948,346	3.75
資産管理サービス信託銀行株式会社	10,662,718	3.35
日亜化学工業株式会社	10,000,000	3.14
全国共済農業協同組合連合会	8,160,800	2.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,375,182	1.69
株式会社ニコン	5,005,800	1.57
丸紅株式会社	4,496,000	1.41
東京海上日動火災保険株式会社	4,393,426	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

- ・野村證券株式会社他2社連名により平成29年6月21日付で大量保有報告書が提出されております。
- ・損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社より平成29年10月18日付で大量保有報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小松正明	他の会社の出身者													
寺坂史明	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松正明			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただけること及び当社の社外取締役在任中の実績を踏まえ、引き続き社外取締役に選任しております。
寺坂史明			経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定又は解職に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告することを主な職務としております。各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人である監査法人日本橋事務所により会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレートガバナンスのさらなる充実に向け、取り組んでおります。

第133期(平成29年4月1日～平成30年3月31日)会計監査人の状況

- 名称 監査法人 日本橋事務所
- 報酬等の額

	支払額
(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であると判断し、これに同意いたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、Citizen Watch Company of America, Inc.はKPMG LLP、星辰表(香港)有限公司はPHILIP LEE & CO., CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTSの監査を受けております。
- 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、アニュアルレポートに関する助言及び指導業務を委嘱しております。
- 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤塚昇	他の会社の出身者													
窪木登志子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤塚昇			銀行及び会社の経営者を長年務めたことによる高い知識や経験を有しており、これを当社の監査に活かしていただけることが期待できるため、社外監査役に選任しております。
窪木登志子			弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけること及び一般社団法人の監事としての経験等を踏まえ、社外監査役として適任と判断しました。同氏は、これまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

当社の有価証券報告書において開示しております役員の報酬等の額の決定に関する方針をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第133期(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

取締役 12名 236百万円(うち賞与81百万円)
 (うち社外取締役) (3名) (19百万円) ()
 監査役 4名 42百万円 ()
 (うち社外監査役) (2名) (25百万円) ()

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く)に対する賞与81百万円は、平成30年6月27日開催の第133期定時株主総会最終後に支給する予定の金額であります。
2. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額270百万円以内(賞与等を含む)と決議いただいております。当該決議前は、取締役の報酬等とは別に使用人兼務取締役の使用人分給与を支給することとしておりましたが、当該決議後は、取締役の職務執行の対価は取締役の報酬等に一本化し、すべて上記の報酬等の総額の範囲内で支給することとしております。なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額は、平成30年6月27日開催の第133期定時株主総会において年額370百万円以内(賞与等(株式報酬を除く)を含む)と決議いただいております。使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないこととしております。
3. 社外取締役の報酬等の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、社外取締役には賞与を支給しないこととしております。
4. 監査役の報酬の総額は、平成19年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額80百万円と決議いただいております。なお、監査役には賞与を支給しないこととしております。
5. 平成30年6月27日開催の第133期定時株主総会において、取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。)を対象とする業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。本制度は、連続する3事業年度(平成31年3月期から開始する当初は1事業年度)を対象期間として信託を設定し、当該信託を通じて取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。)に当社株式等の交付等を行うものであり、当該信託に拠出する金員の上限は、3事業年度を対象として300百万円(平成31年3月期から開始する当初は1事業年度を対象として100百万円)としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額において、業績向上意欲と優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案し決定する方針としております。また、役員賞与の額の決定においては、上記方針に加え、財務評価項目(売上、営業利益等)及び非財務評価項目(体質改善、体制改善、将来への布石等)により決定する方針としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会開催に際して、事前に資料を送付するとともに、別途、必要に応じて情報を提供しております。社外監査役2名のうち1名は、常勤監査役として職務に就いており、取締役会のほか、経営会議、事業ごとの会議等、重要な業務執行に係る会議への出席が確保されております。社外監査役2名のうち1名は、非常勤監査役として職務に就いており、取締役会開催に際して、事前に資料を送付するとともに、別途、必要に応じて情報を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・会社の機関の概要

当社は、当事業内容に精通した取締役8名と独立性が高い社外取締役2名で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。なお、当社の取締役会は全て男性で構成されており、監査役会は男性2名、女性1名で構成されております。

・当社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社では、迅速な経営判断と経営の透明性維持のために、常勤取締役、常勤監査役等(全て男性)で構成する経営会議を開催し、取締役会の決議事項その他経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行っております。

取締役会では業務執行に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しましては、代表取締役、担当取締役及び執行役員により業務運営を行っております。平成30年3月期において、取締役会は17回開催されました。すべての取締役及びすべての監査役は、平成30年3月期に開催された取締役会のうち、その任期中に開催された取締役会の約82%以上に出席しました。

・指名委員会及び報酬委員会

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定又は解職に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告することを主な職務としております。各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

・監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、経営会議及び事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた取組みを行っております。平成30年3月期において、監査役会は13回開催されました。すべての監査役は、当期に開催された監査役会のうち、その任期中に開催された監査役会の約85%以上に出席しました。

また、会計監査に関し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人日本橋事務所に所属する木下雅彦氏、小倉明氏及び高橋秀和氏であります。なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者等11名であり、当社は公正で独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人の再任の可否につきましては、監査役会において審議し、決定しております。なお、再任しない場合は、会社法により定時株主総会に諮ることとなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、企業グループを統括するとともに主要な事業の業務執行を行う取締役8名及び独立した立場から経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして経営チェック・監督を行う2名の社外取締役で構成しており、企業財務・会社法務等の高い知識や見識を有する社外監査役2名を含む3名の監査役で監査を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成18年から株主総会の3週間前までの発送を心がけております。 平成28年から株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、これを電子的に公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成18年から集中日の1営業日前までの開催を心がけております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話からインターネットを利用した議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成19年から「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知を英文にて提供しております。
その他	招集ご通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を開催する等、個人向けIRを強化しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・本決算は代表者自身による説明。第1・第3四半期はIR担当役員による説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、説明会質疑応答、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室を設置し3名を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	シチズングループ行動憲章においてステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	年1回、環境活動、社会貢献活動の内容を含む「CSR報告書」を作成しております。同報告書につきましては、当社Webサイト等を通じて広く公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションを通じてCSRの取組みを向上していきたいと考えており、シチズングループ行動憲章において、「企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、適切な情報管理を行う」旨を定めております。
その他	当社では、属性に拠らず、すべての従業員にとって働きやすい環境づくりを目指しております。女性の活躍を推進するため、ダイバーシティプロジェクトチームを編成しております。また、育児や介護中の従業員との定期的なミーティングを行うなど、きめ細やかなコミュニケーションを図り、従業員のニーズに対応する等、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるよう支援しております。 当社のグループ主要会社の女性の管理職比率は、下記のURL(シチズングループCSRデータ一覧)に掲載しております。 https://www.citizen.co.jp/social/data/index.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は企業統治を一層強化する観点から、「シチズングループ行動憲章」の遵守および実効性のある内部統制システムの構築を基本に、会社による全体としての法令定款等の遵守体制の確立に努めます。

また、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、「シチズングループ行動憲章」を定め、取締役社長が直轄する監査室を設置し、行動憲章を全役職員に周知徹底してコンプライアンスに対する知識や意識を高め、その推進を図っております。

さらに、社内通報制度を設け、通報者の保護を図った上で、的確な対応体制を完備し、早期発見や自浄作用を補完することで、損失の発生を未然に防止、もしくは、影響を最小にすることをめざします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力には毅然たる態度で対応することを「シチズングループ行動憲章」のガイドラインに掲げております。併せて、反社会的勢力に対し不当な収益をもたらす恐れのある寄付金・賛助金の提供、資材の購入等を一切行わないことも明記し、広く展開を図っております。

また、総務部門を中心に情報の管理を行い、警察関連組織に加入して情報の共有化を図り、連携の強化に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株券等の大規模な買付行為がなされた場合に、これを受け入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると認識しており、そのためには、株主の皆様に必要な情報が提供されることが必要不可欠であると考えております。そこで、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付を行おうとする者に対して、(1)事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始すること、を要請するルールを導入いたしました。なお、当社取締役会は、このルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しました。現在の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役1名により構成されております。

現在の独立委員会の委員は、以下のとおりです。

- ・社外取締役...小松正明
- ・社外取締役...寺坂史明
- ・社外監査役...窪木登志子

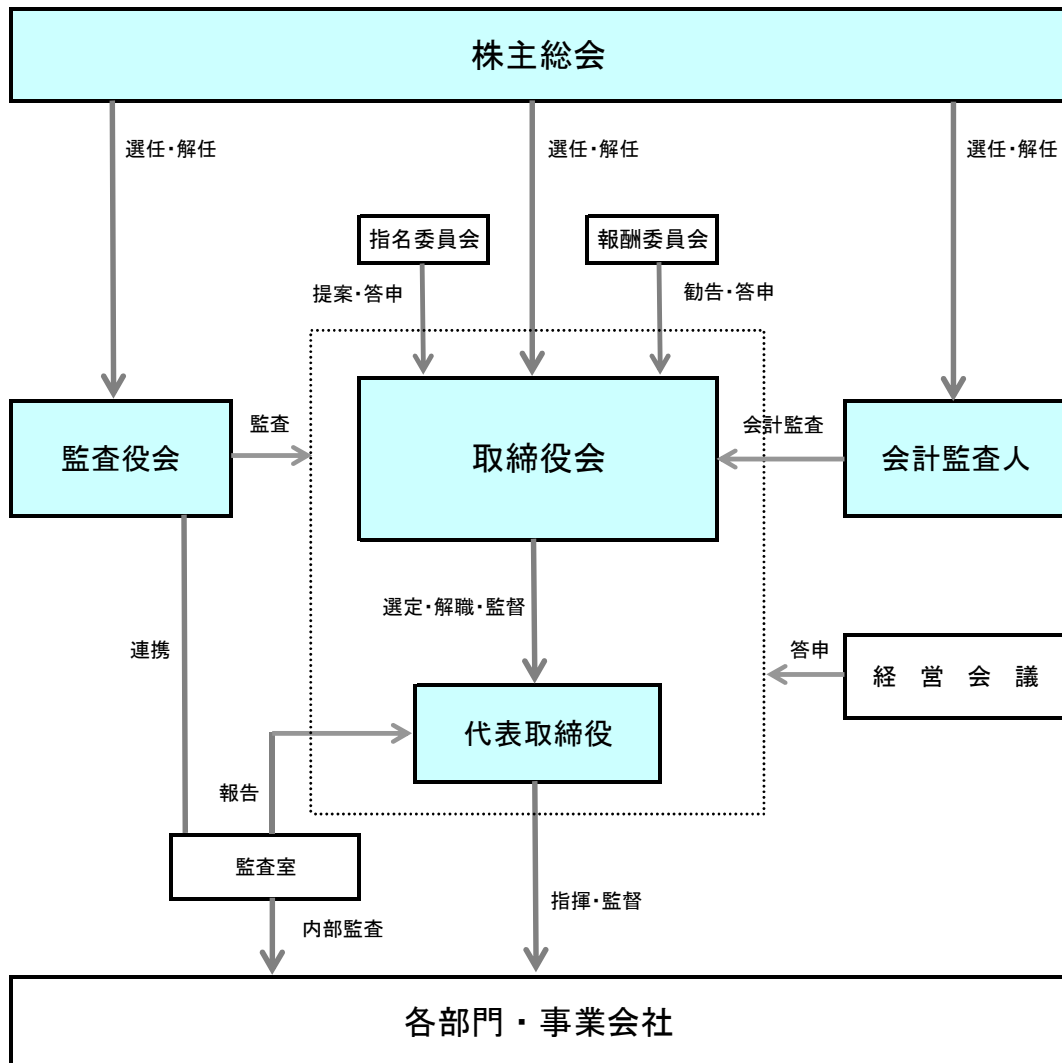
このルールが守られない場合には、株主全体の利益の保護を目的として、当社は対抗措置を講じる可能性があります。

買収防衛策の詳細い内容につきましては、第131期定時株主総会招集ご通知14ページから29ページをご参照ください。

<http://www.citizen.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

●シチズン時計株式会社 コーポレートガバナンス体制



・ 枠は会社法の規定に基づく機関など

・取締役 10名(社外取締役2名含む) ・監査役 3名(社外監査役2名含む)